

中国商務部による希土類関連品目等の両用品目に関する QA について

—タンングステン、黒鉛、希土類等など規制対象品目を含有・使用する場合の識別
—HS コードを用いた識別可否など輸出許可申請に関する一般的な事項

2025 年 4 月 23 日
CISTEC 事務局

中国商務部では、2024 年 3 月より、鉱物資源関連品目等を中心とした規制対象品目に関する識別方法や、商務部への照会や HS コードを用いた識別の可否など輸出許可申請に関する一般的な事項に関し、QA を公開している。

4 月 21 日にも、中・重希土類の関連品目について、税関総局の関連部門との協議により、規制対象品目であるか否かの識別に関し QA が公開され、今後も個別に QA を公開していくとしている。そこで、これまで公開されている QA も含めて概要を簡単に解説する。

なお、一連の QA の中には、鉱物資源を含有・使用する場合の考え方が示されているものがあるが、初期の QA と、3 月 28 日に公表された「中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」での QA 及び 4 月 21 日に公表された QA その 4（規制対象となる希土類を含有する製品等の事例に関する QA）とで、**重複する QA であっても考え方が異なっている場合があるので注意が必要である。重複する QA については、後者のガイドライン及び QA その 4 の考え方を見る必要がある**（重複する QA については、別添の仮訳中に CISTEC で重複している旨の注釈を入れてある）。

例えば、同ガイドラインでの QA では、規制対象の鉱物資源を含有する製品に関し、輸出管理法第 12 条に規定するキャッチオール規制の要件に該当する状態にある場合（**「国家の安全及び利益に危害を及ぼす場合」等として「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載者等＝制裁者、禁輸者向けである場合**）には、**規制対象の鉱物資源が含有・使用されている場合も規制対象に含めるとの考え方**を示している（例えば、「ガリウム化合物を含有するデバイス又は素材」「テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット」は規制対象。下記 CISTEC 解説資料を参照）。

■中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について（2025.4.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20250402.pdf

また、4 月 21 日公表の 7 種の中・重希土類を含有する製品に関する QA 「その 4」では、制裁、禁輸先向けの輸出ではなくとも、仕向地の限定なく、僅かでも含有していれば規制対象となるとされている（品目例を見ると、例えば 0.5%、0.15%等であって該当）。

鉱物資源に関するこのような運用は異例であり、再輸出の局面では、（そのルールを未だ公表していない中で）実質的にゼロデミニスルール（僅かでも含まれていれば規制対

象にする)を鉱物資源に適用することによって規制範囲の拡大を図っていることになる。

もともと、再輸出規制は国際法違反であり、中国としても米国の再輸出規制を批判し、域外適用に従うことを禁じる法令(外国の法律及び措置の不当な域外適用阻止弁法)を出してはいたはずである。その中国が批判する米国であっても、鉱物資源を含有・使用した製品を再輸出規制対象にするなどということはやっていない。

その極めて高いシェアで世界の公共財的な存在になっている鉱物資源を(国際輸出管理レジーム合意でも規制されていない中で独自規制によって)経済的武器として使い、サプライチェーンを揺るがそうとすることは問題と言わざるを得ない。

① 黒鉛類に関するQA(2024年3月6日) **別添1**※CISTEC 仮訳

2023年10月の黒鉛及びその関連品目の輸出規制を受け、黒鉛関連品目の識別方法や輸出許可申請に関する書類の記載方法等を掲載している。

中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について(2023.10.26)
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>

② タングステン、モリブデン等に関するQA(2025年2月28日)

別添2※CISTEC 仮訳

2025年2月4日のタングステン、モリブデン等のレアメタル関連製品の輸出規制を受け、規制対象品目を混合物や含有する製品の識別に関する内容を掲載している。

米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向(改訂版)(2025.2.6)
—米国の関税措置に対する対抗措置(対米関税・グーグルへの独禁法調査)
—タングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種を含む輸出規制等を発動。
再輸出規制も対象に。
—米国企業 2 社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf

③ 輸出許可申請に係る一般的な事項に関するQA(2025年4月8日)

別添3※CISTEC 仮訳

輸出許可証の手続きを事後的に行った場合に無許可輸出となるか否か、規制対象品目の識別に関し商務部へ照会した場合における輸出許可申請手続きの必要性の有無、HSコードを用いた識別の可否など、輸出許可申請に関する一般的な事項を掲載している。

④ 規制対象となる希土類を含有する製品等の事例に関するQA(2025年4月21日)

別添4※CISTEC 仮訳

2025年4月4日のサマリウム、ガドリニウム等の中・重希土類関連製品の輸出規制を

受け、規制対象品目を含有する合金やターゲット材の事例や、「混合物」の考え方など識別に関する内容を掲載している。

米国による相互関税発表（4/2）後の中国による対抗的規制動向（2025.4.7）

- 米国からの全輸入品に対する 34%の追加関税措置等
- 7 種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入
- 防衛関連等の米国企業 11 社を信頼できないエンティティリストに追加
- 米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20250407.pdf

この QA その 4 では、次の項目毎の考え方の下に、具体例が示されている。

- ① 公告で指定された合金、ターゲット材等の物品については、指定された元素のみを含む合金、ターゲット材だけでなく、指定された元素と指定されていない元素を同時に含む合金、ターゲット材も規制対象となる。
- ② 「混合物」とは、規制対象物の単純な物理的混合物を指し、固定された化学式、組成、性質を有せず、各成分が化学反応を起こさず、元の性質を保持しているものをいう。
- ③ 永久磁石材料をさらに単純加工して製造された一次加工製品（板、板状、環状など）および関連する磁気部品は規制対象に該当し、磁石、磁気リング、磁石など複数の名称を含む可能性がある。一方、さらに高度な加工を経て製造された電子部品（モーターなど）または電子製品（スピーカー、ヘッドホンなど）は規制対象外である。

以上

両用品目によくある質問の解答その 1（黒鉛類）¹

1. 輸出者は輸出しようとする黒鉛類品目が規制対象の両用品目に該当するか否かをどのように判断したらよいですか？

答：輸出者は商務部・海関（税関）総署公告 2023 年第 39 号《黒鉛品目の臨時輸出管理措置の最適化・調整に関する公告》

（http://aqygjzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2023/art_28aca48820d94a1ca822047d6716c1d6.html）の関連規定に基づいて、輸出しようとする黒鉛品目が管理（規制）品目に該当するか否かを判断しなければならない。確実に判断できない場合、業務系統統一プラットフォーム（<https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html>）を通じて商務部に輸出業務問い合わせの申請手続きを行うことができ、輸出しようとする品目の技術指標、主要用途および判定できない理由等を説明すれば、商務部が検討・判断し速やかに回答する。

2. 上記 2023 年第 39 号公告の中で人造黒鉛の高純度・高強度・高密度の 3 つの指標の記述についてどのように理解したらよいですか？

答：同時に高純度（純度>99.9%）、高強度（曲げ強度>30Mpa）、高密度（密度>1.73g/cm³）の 3 つの指標を満たす人造黒鉛材料とその製品は、両用品目の管理（規制）範囲に含まれる。経営者は関連する輸出許可申請の手続きの際に、人造黒鉛材料とその製品の技術説明または検査報告の中で、その純度、曲げ強度、密度の実際値を明記しなければならない。

【訳者注】《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 49、および《両用品目輸出管理リスト》²1C108b。

¹ 「两用物项常见问题解答之一（石墨类）」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2024 年 3 月 6 日）

https://aqygjzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2024/art_70ecbcc81e614341a5a268c1609348d9.html

² 「商务部 工业和信息化部 海关总署 国家密码局公告 2024 年第 51 号 关于发布《中华人民共和国两用物项出口管制清单》的公告」（中華人民共和国商務部・産業安全与進出口管制局 2024 年 11 月 15 日）

https://aqygjzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2024/art_a90bfe995ae74c0bbeb9484fc9b97349.html

3. 人造黒鉛粉末は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：人造黒鉛粉末が曲げ強度の技術指標を満たしておらず、高純度（純度>99.9%）、高強度（曲げ強度>30Mpa）、高密度（密度>1.73g/cm³）の要件を同時に満たさないため、人造黒鉛粉末は現在の両用品目の管理（規制）範囲に含まれない。

【訳者注】《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 48、および《両用品目輸出管理リスト》1C108b。

4. 金属または繊維等の材料を使用して強化した黒鉛製品は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：金属または繊維などの材料（綿繊維、ガラス繊維、石綿、PTFE 含侵アラミド、PTFE）で強化した黒鉛パッキン、黒鉛ガスケット、黒鉛複合板、黒鉛ヤーン、黒鉛リングは現在の両用品目の管理（規制）範囲に含まれない。

【訳者注】《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 50。

5. 申請表中の数量はキログラムを単位としていますが、契約書がその他の計量単位であった場合、どのように処理すればよいですか？

答：一部の黒鉛類品目の輸出契約は、ポンド、片、個等を計量単位としており、輸出許可申請表記入時に、企業は計量単位をキログラムに換算し、換算の状況について説明しなければなりません。

6. 《エンドユーザーと最終用途証明》は原本を提供する必要がありますか？

答：原本を提供しなければならず、かつエンドユーザー責任者の直筆の署名と捺印が必要である。

7. 輸出品目の最終用途はどのように記入すればよいですか？

答：輸出者は輸出品目の最終用途を十分理解し事実を確認しなければならず、申請資料の中で最終用途の記載は、エンジンのガスケット、耐火レンガ、難燃剤を生産するなど、具体的に、正確でなければならず、大まかに使用分野を説明するものではない。

8. 申請表と関連資料で輸出しようとする品目の最終用途に相違があってもよいのですか？

答：申請表と関連資料で輸出品目の最終用途の中国語・英語の記述は完全に一致していなければならない。

9. 申請表の荷受人は仲介業者を記入してもよいですか？

答：輸入者とエンドユーザーの間に仲介業者がいる場合、荷受人は仲介業者を記入してもよいが、関連状況を補足説明する、または仲介業者と輸入者/エンドユーザーがサインした契約書/協議書等の関連資料を提供しなければならない。

10. 申請表の法定代表人の署名欄は氏名印で代用してもよいですか？

答：申請表の法定代表人の署名欄は法定代表人の直筆署名でなければならない、氏名印で代用してはならない；他の者の代理署名の場合、法定代表人が発行した委任状を同時に提出しなければならない。

11. 追加輸出数量の合理性の説明にどのような要件がありますか？

答：輸出者はエンドユーザーへの過去の輸出状況、およびエンドユーザーの生産・経営規模、輸入の需要等を踏まえ、輸出製品の数量の合理性を説明することができる。

両用品目によくある質問の解答その 2 (タングステン、テルル)³

最近の企業の問い合わせの状況に基づいて、海関（税関）総署の関連部門とコミュニケーションをとり、今ここにタングステン、テルル等の関連品目のよくある識別の質問について以下の通り解答する。

1. 輸出者は輸出しようとするタングステン等の関連製品が管理（規制）対象の両用品目に該当するか否かをどのように判断したらよいですか？

答：輸出者は商務部・海関（税関）総署公告 2025 年第 10 号のタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の輸出管理実施の決定⁴で公布した関連規定に基づき、輸出しようとする製品が管理（規制）品目に該当するか否かを判断し苗ければならない。確実に判断できない場合、業務系統統一プラットフォーム (<https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html>) を通じて商務部に輸出業務問い合わせの申請手続きを行うことができ、輸出しようとする品目の技術指標、主要用途および判定できない理由等を説明すれば、商務部が検討・判断し速やかに回答する。

2. 上記公告の 1C117.d.項にあるタングステン関連品目に簡単な混合物は含まれますか？

答：パラタングステン酸アンモニウム、酸化タングステン、炭化タングステン（タングステンカーバイド）とその他の品目の簡単な混合物、未焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）はすべて今回管理対象に加えた両用品目の管理（規制）範囲内に含まれる。

【訳者注】（参考）《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》⁵両用品目輸出許可申

³ 「两用物项常见问题解答之二（钨、碲）」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2025 年 2 月 28 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_265e37edd449413e9ee537542b9be772.html

⁴ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 10 号 公布对钨、碲、铋、钼、铟相关物项 实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト・政務公開・政策発布 2025 年 2 月 4 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

⁵ 「两用物项出口许可申请填报指南」（中華人民共和国商務部・産業安全与進出口管制局サ

請によくある質問の解答 52。

3. 上記公告の 1c117.c.2 の“機械加工”はどのように理解すればいいですか？

答：今回管理対象に加えた固体タングステン（1C117.c）は、素材成分条件（1C117.c.1）および関連するサイズ、形状の要件（1C117.c.2）を同時に満たすものである。固体タングステンの素材の性質によって、ここでの“機械加工”とは、旋削、フライス、平削り、研削などの切削プロセス（“大きいものを小さくする”）のみを指し、押出、引張、拡管等のプロセス（“小さいものを大きくする”）は含まない。

【訳者注】（参考）《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 53。

4. メタタングステン酸アンモニウムは両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：メタタングステン酸アンモニウムはタングステンの酸性化合物で、今回管理対象に加えた両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。

【訳者注】（参考）《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 54。

5. 焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）等の関連製品は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：焼結金属炭化タングステン（タングステンカーバイド）、炭化タングステン（タングステンカーバイド）板（ブロック、棒、球）、炭化タングステン（タングステンカーバイド）金属セラミックス、炭化タングステン（タングステンカーバイド）合金粉末、炭化タングステン（タングステンカーバイド）廃棄物・破片；炭化タングステン（タングステンカーバイド）で作製した硬質合金ドリルビット、チップ（刃先）等；ダイヤモンドコンパクト（PDC）；タングステンフック（タングステン鋼を含む）、スタンピング金型（タングステン鋼を含む）、エンドミル（タングステン鋼を含む）；タングステンフィラメントはすべて今回管理対象に加えた両用品目の管理（規制）範囲には含まれない。

【訳者注】（参考）《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 55。

6. テルル化亜鉛カドミウムターゲット材は両用品目の管理（規制）範囲に含まれますか？

答：テルル化亜鉛カドミウムターゲット材は今回管理対象に加えた両用品目の管理（規制）

イト 2025 年 3 月 28 日)

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.htm

1

範囲に含まれる。

【訳者注】(参考)《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 56。

7. テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニットは両用品目の管理(規制)範囲に含まれますか?

答:テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット、テルル化カドミウム薄膜太陽電池モジュール、テルル化カドミウム発電ガラス、テルル化亜鉛カドミウム高分解能プローブはすべて今回管理対象に加えた両用品目の管理(規制)範囲には含まれない。

【訳者注】(参考)《両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン》両用品目輸出許可申請によくある質問の解答 57。

両用品目によくある質問の解答その 3（参考海関商品番号（HS コード等）の問題）⁶

1. 貨物が両用品目に該当し、通関手続き時に輸出許可証を提出して審査を受けておらず、輸出者が許可証を“後から手続き”した場合、“許可を得ずに輸出”になりますか？

答：この行為は“許可を得ずに輸出”となる。《輸出管理法》第 19 条および《両用品目輸出管理条例》第 21 条に基づけば、輸出貨物の荷主または通関代行業者が両用品目を輸出する際、商務部が交付した輸出許可証を提出して審査を受けなければならない。同時に《海関法（税関法）》第 24 条および《海関輸出入貨物申請管理規定》第 8 条、第 14 条等の関連規定に基づけば、両用品目の輸出は海関（税関）申請時に許可証を提出しなければならない。したがって、特定バッチの規制貨物の輸出について、輸出者は海関（税関）申請時に当該バッチの貨物の輸出許可証を取得していなかった場合、またはその他のバッチの貨物の輸出許可証を提出した場合、《輸出管理法》第 34 条および《両用品目輸出管理条例》第 39 条に規定する“許可を得ずに輸出”を構成する。輸出者は通関手続き後に許可証を“後から手続き”してはならない。通関手続き前に輸出許可を申請し、通関手続き後にこの特定バッチの貨物の輸出許可証を取得した場合、“許可を得ずに輸出”の性質に影響しない。

2. 輸出者が品目についての問い合わせ後に、“両用品目に該当しない”との回答を得た場合、直接輸出することはできますか？

答：《両用品目輸出管理条例》第 14 条の規定に基づけば、輸出前、輸出者は輸出しようとする貨物、技術とサービスの性能指標、主要用途等の状況を十分に理解し、また《両用品目輸出管理リスト》と照らし合わせて検討しても、品目が両用品目に該当するか否かを判断できない場合、商務部に問い合わせることができる。商務部は輸出者の提出した書面資料に基づいて、関係品目が両用品目に該当するか否かの判断に協力し、かつ回答を作成する。関係する回答は出者の提供した書面資料のみに基づいて作成されたもので、実際に輸出しようとする品目の“許可証手続き不要”を認定するものではない。輸出者は実際に輸出する際、実際の輸出状況に基づいて輸出許可を申請すべきか否かを判断しなければならない。

したがって、輸出者が商務部から“問い合わせを受けた品目は両用品目輸出管理リストま

⁶ 「两用物项常见问题解答之三（参考海关商品编号等问题）」（中華人民共和國商務部サイト産業安全与進出口管制局 2025 年 4 月 8 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html

たは臨時管理品目に該当しない品目”との回答を得た後も、依然として実際に貨物を輸出する前に（許可申請が必要か否かの）識別の義務を履行し、海関（税関）申請時に申請の真实性、有効性と完全性を保証しなければならない。輸出許可を取得しなければならない両用品目を輸出する際、故意に回答書簡を輸出許可証の代替として通関手続きを行った場合、許可を得ずに輸出したことになり、法律法規に基づいて厳しく処罰される。

3. 海関（税関）商品番号（HS コード）は両用品目であるか否かの判定をするための根拠になりますか？

答：両用品目輸出管理リストは両用品目の範囲を確定するための基本的根拠であり、両用品目輸出管理部門（商務部）が許可を実施する基本的根拠でもあり、管理（規制）品目は海関（税関）商品番号（HS コード）が割り当てられているか否かを条件としておらず、すなわち、海関（税関）商品番号（HS コード）は両用品目であるか否かを判定する根拠ではない。2024年12月、商務部は海関（税関）総署等の部門と共同で統一された《両用品目輸出管理リスト》を公布し、管理（規制）品目ごとに9A012.a.1、9A012.a.2等の独立した管理（規制）番号を割り当てており、管理（規制）番号は商務部が品目の分類と審査を行うための根拠である。

《両用品目と技術輸出入許可証管理リスト》は関係する法律・法規・規則および《両用品目輸出管理リスト》に基づいて策定され、主に管理（規制）品目に海関（税関）商品番号（HS コード）を割り当て、これによって輸出者が輸出業務をより円滑に行えるようにし、同時に商務、海関等の部門の管理をより容易にしている。《両用品目と技術輸出入許可証管理リスト》と《両用品目輸出管理リスト》の規定に不一致があった場合、法律、法規、規則および《両用品目輸出管理リスト》に準じる。《両用品目と技術輸出入許可証管理リスト》の品目と技術は海関（税関）商品番号（HS コード）が明記されているか否かにかかわらず、すべて法に基づいて両用品目・技術輸出入許可証の手続きを行わなければならない。現在までに海関（税関）はまだ《両用品目と技術輸出入許可証管理リスト》の全ての貨物に海関（税関）商品番号を割り当てていない。例えば、規制（管理番号）2B201.bのフライス盤と2B201.cの研削盤は、海関（税関）商品番号（HS コード）が割り当てられていないが、どちらも法に基づいて両用品目の輸出許可を申請しなければならない；管理（規制）番号9A012.a.1と9A012.a.2の品目はそれぞれ異なる技術指標を満たした2つの管理（規制）を受ける無人機であるが、両者に対応する海関（税関）商品番号（HS コード）は却って完全に同じである。

両用品目によくある質問の解答その4（希土類）⁷

企業の最近の問い合わせの状況に基づいて、海関（税関）総署の関連部門とコミュニケーションをとり、今ここにテルル等の関連品目によくある識別の質問について以下の通り解答する。

【訳者注】以下の FAQ は商務部・海関総署公告 2025 年第 18 号「一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理実施決定の公布」⁸にかんする内容。

1. 関連する合金、ターゲット材の希土類の成分に具体的な要件はありますか？

（答：）公告で管理対象に加えた合金、ターゲット材等の品目について、管理（規制）範囲には、以下の元素のみを含有する合金、ターゲット材を含むほか、以下の元素と以下に明記されていない元素を含有する合金、ターゲット材も含まれる。以下の製品を例とする：

①規格が“ガドリニウム 12%、マグネシウム 70%、ニッケル 6%、ネオジム 4%、亜鉛 3%、残りがアルミニウム、マンガン、鉄成分から構成された合金”である“マグネシウム合金”は、管理（規制）品目の“ガドリニウムマグネシウム合金”の範囲に含まれる；

②規格が“アルミニウム 70%-90%、マグネシウム 1%、スカンジウム 1%”の“アルミニウム合金粉末”は、管理（規制）品目の“スカンジウムアルミニウム合金”の範囲に含まれる。

③規格が“ニッケル 55%、サマリウム 37%、ランタン 4%、マグネシウム 0.22%”の“ニッケル合金粉末”は、“サマリウムニッケル合金”の範囲に含まれる。

④規格が“アルミニウム 98%、スカンジウム 2%”の“アルミニウム合金スパッタリングターゲット”と規格が“窒化アルミニウム 60、窒化スカンジウム 40%”の“窒化アルミニウムスカンジウムターゲット”は、すべて管理（規制）品目の“スカンジウムターゲット”の範囲に含まれる。

⁷ 「两用物项常见问题解答之四（稀土）」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2025 年 4 月 21 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

⁸ 「商务部 海关总署公告 2025 年第 18 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト法律政策・規章及規範性文件 2025 年 4 月 4 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_f3a1432ba20248eca12ff7b91bc73fda.html

2. “混合物”の概念をどのように理解したらよいですか？

(答：) “混合物”とは管理（規制）品目の簡単な物理的混合で、固定された化学式、組成や性質はなく、各成分間で化学反応が起こっておらず、かつその元々の性質を保持しているものを指す。以下の製品を例とする：

①規格が“純粋 50%、炭酸バリウム 30%、酸化イットリウム 12%、その他の微量酸化物の合計が 8%”の“スラリー（溶液）”は、管理（規制）品目の“酸化イットリウムの混合物”の範囲に含まれる；

②規格が“二酸化ケイ素 58%、塩化カルシウム 18%、酸化アルミニウム 8%、酸化ジスプロシウム 0.15%”の“鉍物土乾燥剤”は、管理（規制品目）の“酸化ジスプロシウムの混合物”の範囲に含まれる；

③規格が“水 90%、酸化ジルコニウム 5%、酸化イットリウム 0.5%”の“触媒原料”は、管理（規制）品目の“酸化イットリウムの混合物”に含まれる。

3. “永久磁石材料”の管理（規制）範囲をどのように定義したらよいですか？

(答：) サマリウムコバルト永久磁石材料、テルビウム含有ネオジム鉄ボロン永久磁石材料、ジスプロシウム含有ネオジム鉄ボロン永久磁石材料をさらに簡単に加工して製造した、薄片、タイル、リングおよび関連する磁気コンポーネント等の一次加工品は、管理（規制）範囲に含まれ、磁性鋼、磁性リング、磁石等多くの名称が関係すると見込まれる；さらに高度に加工して製造した電子部品（モータ等）または電子製品（スピーカー、イヤホン等）は管理（規制）範囲に含まれない。

このほか、蛍光体粉末、触媒材料（“自動車用触媒”等）、結晶材料（“ケイ酸ルテチウムイットリウム [LYSO] 光学結晶”等）、セラミック材料（“イットリウムジルコニウム合金”“マグネット義歯用酸化ジルコニウムセラミックブロック”“セラミック増白剤”“溶射用粉末”“イットリウム安定化ジルコニア粉末”）等の希土類の川下機能材料は中・重希土類品目の管理（規制）範囲に含まれない。同時にイットリウム、ジルコニウム元素を含有する品目に関わる指標が両用品目輸出管理リスト 1C234 等の項番で管理（規制）する品目の指標を満たしていた場合は、関連する両用品目の要件に基づいて管理しなければならない。“ガドブトロール-水化合物”、“ガドテル酸メグルミン”は中・重希土類品目の管理（規制）範囲に含まれない。